

講演録

申告納税制度における記帳や帳簿保存の意義

―青色申告制度と加算税制度が意味するもの―

国士舘大学法学部教授

酒井克彦

◆SUMMARY◆

税務大学校和光校舎では、毎年、税に関する公開講座を開催しているが、本稿は平成22年11月15日（月）に行われた国士舘大学の酒井克彦教授による講演内容を取りまとめたものである。

本講演では、「申告納税制度における記帳や帳簿書類等の保存の意義」、副題「青色申告制度と加算税制度が意味するもの」と題し、前半では、まず青色申告制度の沿革や現状を概観し、その今日的意義や制度の限界について、昨今の廃止論も交えながら確認した後、後半では、記帳慣行の定着に伴うコンプライアンス維持の様々な方策や消費税法30条7項（仕入れに係る消費税額の控除）の条文や同条項を巡る最高裁判例から導出される新たな方向性などについても分かり易く説明されている。

（税大ジャーナル編集部）

目 次

はじめに	2
1. 青色申告制度の今日的意義	2
2. 申告納税制度下における記帳慣行の定着とコンプライアンス	12
3. 帳簿不存在事例における推計課税の際の加重算税適用範囲	18
4. 消費税法における帳簿記載の意義	19
おわりに	21

はじめに

本日は、短い時間ではございますが、税を考える週間ということで、私たちを取り巻く租税法のある一部について、私が日々考えていること、あるいは今社会において問題となっている部分について触れてみたいと思っております。

今回の講演は表題にもございますように、「申告納税制度における記帳や帳簿保存の意義」について、考えてみたいということでございます。また、「青色申告制度と加算税制度が意味するもの」というサブタイトルをつけさせていただいております。

1. 青色申告制度の今日的意義

申告納税制度、すなわち、納税者が一人一人自分の責任で、自分の税金の計算をして、それを税務署に申告をするという制度は、民主的な制度として採用されているわけですが、この制度を定着させるためにいくつかの方策が採用されました。ご存知のとおり、戦前は申告納税制度ということとは全く別の賦課課税制度というものでして、いわば、税務署が課税標準とか税額を計算して、それをお知らせするというものでした。この税額確定方式について、昭和22年に納税者自らの手で自分の課税標準や税

額を計算して、それを申告するという仕組みに、大転換を図ったわけでございます。

その時、申告納税制度を定着させるために、コロンビア大学教授のシャウブ博士が、この青色申告制度に基づいて、記帳をさせて、その記帳に基づく適正な申告をするという道筋を考えられたわけです。他方で適正な帳面をつけて、それに基づいて申告をするべきと唱えても、なかなか上手いきませんので、特典のようなものを与えることにしたわけです。一般に加算税制度を“鞭”というのに対して、青色申告制度は“飴”だと言われることがあります。そして青色申告者にはいくつかの税制上の恩典が与えられるという制度を設計したのです。他方で、適正な申告がなされていない納税者に対しては、制裁的措置を取ろうというわけです。青色申告制度を“飴”とするならば、加算税制度を“鞭”として、この両輪で、申告納税方式を上手く機能させようと、こういうアイデアがとられたわけでございます。

大変有名な租税法の事件に大嶋訴訟という判例がございます。この講座でも以前東京大学名誉教授の金子宏先生がこの訴訟について取り上げられたことがありますが、租税法の世界では大変有名な最高裁判所判

例であります(最高裁昭和60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247頁)。とある大学教授の大嶋先生という方が、旧所得税法の諸規定は、全体として、合理的な理由に基づかずに、事業所得者等の他の所得者に比べて、給与所得者に対し、負担公平の原則に反する著しく不公平な所得税の負担を課してこれを差別的に取り扱っているから、一括して憲法14条1項に違反し違

憲無効であると主張しました。“九六四”

という言葉 皆さんご存知だと思います。

“九”“六”“四”というのは、実証研究なんかもなされていて、どういうことかといいますと、税務署は、はたしてどの程度、納税者の所得を捕捉しているのかという捕捉率を数字で表したものでございます。いわゆる、“九”というのはサラリーマンです。サラリーマンは、ほぼガラス張りになっていて、ほとんどごまかす事が出来ない。

“六”というのは事業所得者で六割程度しか捕捉されていないのではないか、こんな事が言われ、そして“四”というのは、農業所得者については、ほとんどの所得が、半分以下、四割しか捕捉されていないのではないか。このような議論が主張の中で展開された裁判が、大嶋訴訟という事件でございます(大嶋教授は訴えの中では“十”

“五”“四”と主張しています。)。大法廷判決では給与所得者に対する税制が憲法上問題はないのかということが議論されたわけです。ご存知のとおり給与所得者というのは、報酬や給与、賞与から給与所得控除を引いて、その残りが所得になるという仕組みをとっているわけですが、給与所得控除というものが、あまりにも低いというような問題があって、日本のような劣悪な住宅事情、通勤事情の下にあって、給与所得者は職場からかなり離れた場所に住居を定め満員電車に乗って通勤することを

余儀なくされており、そのため給与所得者の背広、ワイシャツ等の損耗度は他の所得者に比べて著しく高いものがあるし、クリーニング代もかかる。あるいは、学生に、部活動指導のためにお金を出さなきゃいけない。まあ、大学の先生というのはそういうものなのですね。学会費を払ったり、研究のために出張し、研究のために図書を買いと、いろいろお金がかかるのだと。この給与所得控除の枠内に経費の実額部分があるとしても、それではとても間に合わない、まかないきれないということを主張したわけですね。なるほど一般の事業者であるならば、必要経費として、支払ったものは全部経費に入れられるのではないか、それはおかしいと、不公平税制だとかいうことの訴えが共感を呼んだのは、当時給与所得控除は今ほど多くなかったからでありましょう。訴訟では大嶋教授の主張は通らず、当時の税制は憲法違反ではないと判断されました。その大嶋訴訟などを通じて、不公平と批判された税制を是正する努力が必要であるといった大きな問題が提起されました。今の税制に至るまでに給与所得者の給与所得控除が、どんどんアップしていったわけですね。今は非常に高いところにあるわけでございます。逆に今度は、むしろ給与所得者の方が、使っている経費などに比べて多額の控除を受けているという共通認識に近いものがあるのではないかという気がしなくはありません。中には毎日のように大阪行ったり京都に行ったり、あっ、京都と大阪は近いですね。広島に行ったり北海道にいたり飛び回っている人もいますでしょう。外国に行ったり、そういう人達にとってみれば、今の給与所得の枠が非常に狭すぎる。あるいは、しょっちゅう転勤や転任をしなければいけないとか、あるいは技術習得のための研修を受け、資格を取らなくてはならないとか、学校に通わなければ

いけない。仕事によっては色々な出費があるわけです。そこで、給与所得控除ではまかないきれない場合の特定支出控除という新しい控除の制度が出来ました。しかし、通常の給与所得者にとっては、給与所得控除の枠が拡大され、相当多くの額が控除されているというのが実情ではないでしょうか。このような形で、大嶋訴訟をきっかけとして議論された“クロヨン”という不公平感が解消されていったわけですが、はたしてこの方向性は正しかったのかという問題もあるかと思えます。

要するに“クロヨン”というのは、サラリーマンこそガラス張りだけど、一般事業者や、農家に至っては、あまり所得が捕捉されていない、それは不公平だといった問題提起だったのです。解決の仕方は二つありました。一つは、この“九”が正しいのであって、一いや、むしろ、“九”ではなく“十”が正しいのであって一正しく捕捉されることは何も問題はないのであるから、正確に捕捉されていないとされる一般事業者や農家に対してもっともっと課税をしつかりやり、要するに“税務当局頑張りなさい”そういうやり方で、不公平税制を是正するというやり方もあったのです。もちろんそのために、当局もそれはそれでやっているとは思いますが、制度設計としては、給与所得者の所得をどんどん下げることによる、レベルダウンでの公平性を担保しようという道をとったわけでございます。もう一つ、別の方策としては、事業所得者の所得水準を上げる方策により公平性を担保するというやり方に関心が寄せられても良かったのではないかと、かような指摘も実はあるわけでございます。お話が長くなりましたが、今からお話をしようとしております、記帳制度というのは、その話と密接に関わってくる問題でございます。すなわち、“クロヨン”の問題について、給与所得者

の所得を下げるということで、公平の実現を果たそうとした問題を、そうではなくて、これはこれで制度としてはあり得るとしても、一般事業者等の申告所得水準を上げるための制度設計というのにはあり得なかったのだろうか。このようなことを少し考えてみたいと思います。その際、適正な申告をするために必要なものは何かと考えますと、どうしても、申告所得の計算の基礎となります記帳ですとか帳簿保存、こういったものが議論の素材として登場してくるのではないかと。かように思っております。今日は少しそういうところを考えていきたいわけでございます。

まず、第一番目として、青色申告制度の今日的意義について概観をしてみたいと思います。

ここで、この制度の沿革を若干簡単に眺めてみたいわけですが、GHQが日本を占領下として、日本の制度設計について、色々な確認点検作業をしている中で、税制について大きな着手をしたわけでございます。そこで、カール・シャープ先生に依頼があったわけですが、シャープ先生は日本にやって来て、北海道から九州までを実際に実地見聞して、町工場で話を聞いてみたり、農家の人に話を聞いてみたりして、実際に足を使ってですね、調べ回って出来た答申がシャープ勧告というものでございます。昭和24年の8月、第一次シャープ勧告ができました。そこではこういう風にあります。「農業以外の個人事業者には『青色申告用紙』の方法で、帳簿を記帳することを奨励すべき」だと。ここで初めて青色申告というのをやってみたらどうか、という提案があったわけですが。BLUE IN THE TRUE RETURNですが。その、日本に来たとき、青い美しい日本の空を見て、その色を青色申告というものに

なぞらえたと、こういう逸話が残っていますが、青色の申告書で申告をさせる人と、そうではない通常の白色の申告で申告をさせる人とを分けてみるという提案でございます。大蔵省は納税者が『青色申告用紙』で申告することを認められるための「帳簿」の見本を公けにし、この見本を広く配付すべきである。青色申告をやる人は、こういう見本に基づいてやってみてくださいと広く宣伝をして、それをまねさせることによって、国民の多くに青色申告というものを理解をさせるべきだと。そして、青色申告用紙で申告をする納税者は、その帳簿を検査しない場合、更正決定をされない。すなわち、帳簿に基づく青色申告をやりますよと手をあげた人は、税務調査を受けたとしても、必ず税務職員は、青色申告者が用意した帳簿を確認する調査をしなければいけないということです。いきなり帳簿調査をせずに推計課税することは許さないという勧告でございます。また、「他の個人納税者と違って、彼は純益を計算するにあたって減価償却を許されるだろう。」とあります。青色申告だけ減価償却という制度を認めようという提案をするわけです。そしてこの勧告に基づいてGHQの命を受けた政府が原案を作って、昭和24年12月15日に「臨時特例等に関する法律」、すなわち所得税法

改正法が国会を通過しまして、青色申告制度は誕生したわけです。青色申告制度の特典についてはいろいろと検討がなされ、計算上の特典としては、青色申告者に対してのみ、損失の繰越が認められていましたが、その後貸倒準備金—現在の「貸倒引当金」ですが—そういうものが経費として認められることになりました。このように次第に特典を充実にするに至って、今日的な制度になるわけです。しかしその翌年の昭和25年9月、もう一度シャウプ先生がアメリカからやってまいりまして、確認をしたところ、いやいや、予定していたほど全然進んでいない。青色申告の普及率があまりにも低いということに、がっかりされたわけです。第2次シャウプ勧告というところに書いてございますが、法人においては納税者の47.2%と半分にも届きませんでした。また、個人は、ほとんど無視してよい程度、全体で4%しか青色申告をしようとする人がいなかったのです。農民では3.2%、営業者では4.2%。せっかくいろいろと考えて作ったが国民のほとんどが申請していない。これではまずいということになりまして、関係当局のほうも、いろいろと施策を練って啓蒙活動にまい進するわけでございます。その後どうなったのか。図表1をご覧ください。

〔図表1〕所得税における青色申告者数の推移

(単位:千人)

	営産業所得者	農業所得者	不動産・山林所得者	合計
昭和25年分	94	17	0	111
昭和30年分	491	26	3	520
昭和35年分	551	24	4	579
昭和40年分	759	18	10	787
昭和45年分	1,540	35	36	1,610
昭和50年分	2,168	64	189	2,421
昭和55年分	2,688	118	402	3,208
昭和60年分	2,999	203	610	3,812
平成元年分	3,099	265	831	4,194
平成5年分	3,053	304	1,081	4,439
平成10年分	3,069	337	1,253	4,659
平成15年分	3,188	376	1,454	5,020
平成16年分	3,238	383	1,498	5,119

(注)全国青申告会総連合会編『青色申告会55年の歩み』95頁(全国青申告会総連合会2005)。

個人事業者について見てみると、昭和25年では約11万人しかいなかったのですが、これが次第に増えております。昭和45年ぐらいになって160万人という数になった

わけでございます。しかしながら、昭和55年から300万台になって、そのあとは、あまり多くは増えてはいない現状でございます。図表2をご覧ください。

〔図表2〕申告所得金額別青色申告者の割合（事業所得者・平成20年分）

所得区分	事業所得者	うち青色申告者	青色申告の割合
100万円以下	1,653,228	822,565	49.76%
200万円以下	936,224	444,694	47.50%
300万円以下	586,885	305,074	51.98%
500万円以下	512,303	311,110	60.73%
800万円以下	169,384	146,827	86.68%
1000万円以下	45,156	37,560	83.18%
1500万円以下	50,910	44,637	87.68%
3000万円以下	42,162	38,629	91.62%
5000万円以下	12,324	11,680	94.80%
1億円以下	5,877	5,570	94.78%
5億円以下	1,669	1,554	93.11%
10億円以下	30	26	86.67%
20億円以下	9	6	66.67%
50億円以下	4	4	100.00%
	4,043,165	2,169,936	53.67%

〔注〕平成20年分国税庁税務統計より作成。

これは、所得の金額の割合に応じた、階層を表した図表でございます。高額所得者は、例えば3,000万以上の所得クラスは、90%台の青色申告普及を見ているのに対して、所得水準が200万以下のところは50%を切るというような状況でございます。これ全てを合計し、併せて、青色申告の割合というのを、一番下のパーセンテージで見ると、全体で53.67%と約半分になったわけでございます。6~7年経ってやっと法人の最初の年の一年間の数字である約50%です。現在でも半分の個人事業者しか、青色申告制度を採用していないということが見てとれるわけです。これはどういうことなのか。これを今日は皆さんと一緒に考えてみたいと思います。さすがにこの青色申告というのは事業をやっている人は、言葉ぐらいは知っていると思いますが、どうしてこんなに低水準なのかということがございます。一つには、特典があまり魅力的ではないかもしれない、という点が考えられ

ますね。もう一つは、もしかしたら、本当はこの制度を知らない人が多すぎるのではないか、ということもあり得るかもしれません。三つ目にこれはあまり考えたくはないのですが、実は、非常に大きな問題、由々しき問題がありまして、青色申告をやると、損をしてしまうということが、ということを考える方もいるわけでございます。これについては、後ほど考えてみたいと思います。

まずは制度の概観を進めておきましょう。法人の場合は、休業中法人を含み清算中法人を除く全法人の89.8%（2002年）と、ほとんどの法人は青色申告になっています。すなわち、帳簿に基づく申告がなされているということがございます。さて、青色申告制度を採用した場合の計算上の特例には、どういうものがあるのでしょうか。まずは所得税についての青色申告特別控除というのがあります。これはもう、青色申告を採用するだけで、特典として、正規の簿記の

原則により記帳すれば65万円の控除、それ以外の記帳の場合は10万円の控除を最初から受けられるのです。二つ目に、青色事業専従者給与の必要経費算入。これも所得税についてだけですが、基本的には生計を一にする親族に対して、働いてもらったからといって賃金を払ったとしても、白色申告の場合にはその人件費を必要経費に算入することが出来ません。しかし、青色申告の場合、一旦届出をした場合には、配偶者が働いた、あるいは自分の子どもが仕事を手伝った場合には、一定の要件はありますが、専従者給与の必要経費算入が認められます。その他、必要経費に算入される家事関連費の計算、小規模事業者の収入・費用の帰属時期の特例、少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入、損金算入もそうでございます。さらには、各種引当金の設定ですね、貸倒引当金など。また準備金の設定。金属鉱業等公害防止準備金、特別修繕準備金等、こういったことがございます。加えて、各種の税額控除制度、特別償却制度、割増償却制度があり、純損失の繰越控除は、所得税の場合には3年ですが、法人にいたっては7年までの欠損金の繰越控除が認められます。

このように、計算上の特例、いわゆるインセンティブとして、先ほど申しました言葉で言うと、“飴”として与えられる特典を

誘引剤として、青色申告制度の採用を牽引してきたということでございます。計算上の特例だけではなくて、法手続上の特典もあり、三つほど配付資料に書かせていただいております。

まずは更正の制限として、青色申告の場合は、帳簿書類の調査に基づかない更正は原則として認められていません。したがって、必ず帳簿書類の確認をするということになっています。

二番目として、更正処分の際に必ず、何が理由であなたはどここの計算が間違っていましたということが理由として更正通知書に付記されなければいけないということが法律上定められています。これに対して白色申告者が更正処分を受ける場合については、何の理由も書いてない通知書が送られてくるということになるわけです。

また三番目として、更正に対する不服申立ての場合の異議申立てをするルートと審査請求をするルートの選択が出来ます。租税訴訟の場合は裁判所に行くまでに、必ず、不服前置主義といいまして、異議申立てをし、その後、審査請求をするという2段階の不服前置制度というのを経なければいけないのですが、その不服前置制度を一定程度ショートカットする事が出来るという選択制度が設けられているわけです。

〔図表3〕 所得税法における青色申告制度と白色申告制度における記帳義務等の比較

営業等所得 (農業所得を除いた事業所得)		青色申告制度			白色記帳制度	
		正規 簿記	簡易 簿記	現金 主義		
作成帳簿	仕訳帳	○				
	総勘定元帳	○				
	その他必要な帳簿	○	○	○	○	
記帳項目	資産負債項目	(1) 現金	○	○	○	
		(2) 当座預金	○			
		(3) 手形	○			
		(4) 売掛金	○	○		
		(5) 買掛金	○	○		
		(6) (2)～(5)以外の債権債務	○			
		(7) 減価償却資産・繰延資産	○	○	○	
		(8) (1)～(4)(6)(7)以外の資産	○			
		(9) 引当金・準備金	○	○		
		(10) 元入金	○			
	損益項目	(11) 売上	○	○	○	○
		(12) (11)以外の収入	○	○		○
		(13) 仕入	○	○		○
		(14) (13)以外の費用	○	○		○
作成書類	損益計算書(収支内訳書)	○	○	○	(○)	
	貸借対照表	○				

※ 図表中の○は記録・作成の義務があることを示している。

(注) 日野雅彦「青色申告制度の意義と今後の在り方」税大論叢 60号 354頁参照。

〔図表4〕 法人税法における青色申告制度と白色申告制度における記帳義務等の比較

		青色申告制度	白色申告制度	
作成帳簿	仕訳帳	○		
	総勘定元帳	○		
	その他必要な帳簿	○	○	
記帳項目	資産負債項目	(1) 現金	○	○
		(2) 当座預金	○	○
		(3) 手形	○	○
		(4) 売掛金	○	○
		(5) 買掛金	○	○
		(6) (2)～(5)以外の債権債務	○	○
		(7) 有価証券	○	○
		(8) 減価償却資産・繰延資産	○	○
		(9) (1)～(4)(6)～(8)以外の資産	○	○
	損益項目	(10) 売上	○	○
		(11) (10)以外の収入	○	○
		(12) 仕入	○	○
		(13) (12)以外の費用	○	○
作成書類	損益計算書	○	○	
	貸借対照表	○	○	

※ 図表中の○は記録・作成の義務があることを示している。

(注) 日野雅彦「青色申告制度の意義と今後の在り方」税大論叢 60号 354頁参照。

さて、図表3をご覧ください。記帳制度といっても、これは青色申告者だけに求められるものではないのですね。白色申告者だって実は記帳制度はあるのです。そのことがどこまで周知されているかどうかという問題も、今日考えていかなければいけないのですが、所得税法をみてみましょう。

「所得税法における青色申告制度と白色申告制度における記帳義務等の比較」という表でございます。商売をやるにあたっては、様々な帳簿書類を作成することが通常ですが、代表的には仕訳帳とか総勘定元帳、そのほかの帳簿書類ということになるかと思えます。その中でも記帳項目としましては、現金や資産負債項目あるいは損益項目ということで、いくつかの項目が用意され、また帳簿以外に作成する書類として、損益計算書、貸借対照表こういうものがオーソドックスに想定されるわけでございます。しかし青色申告制度を採用した場合には、三つのパターンで、○（まる）を付したところに記帳記録作成の義務があるということになります。青色申告制度といっても、実は一つの制度だけではなくて、今現在の法律はおよそ二つに分けて説明することが多いのです。

一つは正規の簿記に従った、複式簿記に基いて帳面をつける仕組みと、もう一つはそこまではいかないけれど、少し簡単な仕組みとしての簡易簿記という制度、この二つの制度が用意されています。正規の簿記に従った青色申告制度を採用した場合には、控除額が、簡易簿記の仕組みに従った場合よりも多く受けられるというような利点があります。正規の簿記の場合は、ここに書いてあるように、全ての帳簿書類に記帳しそして保存をしなければいけないわけです。

それに対して簡易簿記の場合は、仕訳帳や総勘定元帳というものの作成までは求められていないので、その他の必要な帳簿が

用意できればよいのです。もちろん要求されている記帳項目が、記帳されているということが前提の議論です。そして、この場合には、貸借対照表、すなわち資産や負債の現況を示すものを作る必要もなく、損益計算書だけでよろしいということになっております。

その二つ以外に現金主義というのがございます。これは、零細といわれている企業、前々年の所得が300万以下の事業者に対しての制度でございしますが、こういう方にも青色申告制度の適用が認められておまして、より簡易な帳簿設計でよいとされております。

これに対して青色申告を選択しなかった白色申告者についても、実は記録作成の義務がございします。今申し上げました簡易簿記と同じように、その他の必要な帳簿は、必ずつけなければいけないことになっております。「私は白色申告者だから帳簿はありません」ということはあり得ないのです。しかしながら、この点の理解がなかなか浸透していないことも事実かもしれません。それと、損益項目としては、売上ですとか仕入、売上以外の収入、仕入以外の経費、こういったものも必ず帳簿をつけなければいけないことになっております。

しかしこれについて、違反したらどうなるか考えてみましょう。この○（まる）のついている帳簿書類や記帳項目の記録がなされていなかったらどうなるのでしょうか。まず、青色申告の場合に、帳簿書類が適法に整っていないと、法が予定する帳簿書類を整備して始めて青色申告ですから、そうしますと、青色申告の要件を満たさないこととなりますので、青色申告の取消しということになります。これは行政上、一つでも欠けていたら直ぐ青色申告の取消しになるかという、取扱基準が施されているのが事実ではございますが、法律の制度設計

上はそのようになっているわけです。

そうなるこれまで申告で青色申告特別控除を受けていたものは全て否定されますので、例えば過去3年間に亘って、否認された分の追徴税金がかかったり、あるいは税金に係る加算税、延滞税などがかかったりして、それなりに制裁的性質を有するともいえそうな扱いがなされるわけですね。では白色申告者が、用意すべき帳簿書類がないとか、記載すべき事項の記載がなかった場合どうなのか。実はここには制裁的取扱いがないのです。これが制度上の問題点として指摘されるかもしれません。

さて法人税はどうでしょう。法人税法はちょっと見て分かりますとおおり、ほとんど、白色申告者と青色申告者は用意すべき帳簿や記載事項が重なっていますね。白色申告であってつけなくてよいのは、仕訳帳と総勘定元帳だけです。後は全部項目をきちんと書かなければいけませんし、損益計算書だけではなくて、貸借対照表も作成しなくてはいけないことになっております。そうすると、法人にとっては、青色申告というのはいわば、ここまでつけるなら青色申告をしても良い、ということになりそうな感じはします。青色申告が先ほどの89%というレベルに届いているというのも、こういうところからも“なるほどな”といえそうです。

次の問題としまして、法人税を考えますと、ほぼ大多数が青色申告を採用しているので、青色申告とか白色申告とか区別をつける必要はもうないのではないかと、このような議論もあり得るわけです。さらに、青色申告にだけ特典を設ける意義はあるのだろうかというような議論にも繋がっていくわけでございます。その延長線上として、何か青色申告制度を維持する根本的な意味があるのだろうか。このような議論にも辿り着くわけでございます。

もう90パーセント近くの法人が青色申告をしているのであれば、「記帳慣行定着のための過渡的的制度」としての青色申告制度の役目は終わったのではないかと、制度の終焉が来ているのではないかと、このようなことが問題意識として指摘されているところです。青色申告制度を過渡的な制度というように捉えますと、すでに役目を終えているとして、「青色申告制度廃止論」が展開されているわけでございます。

さらにもう少し行って、青色申告制度というのは、実は租税特別措置法と非常に密接な関わりがございます。租税特別措置法は、特別な業種業態の政策的な目的のため、あるいはその業態を応援するため、景気喚起のため、多様な目的で政策行政的な制度設計と関わりを持つことが多いものです。特別控除ですとか、短期償却だとかそういうものです。例えば、工業排水の濾過をする機械をつければ、減価償却を早くしていいですよ。ただし青色申告者に限ります。こういう規定の仕方をしているわけです。業種にとっては有益な制度ではありますが、それ以外の業種にとっては、特典でもなんでもない。そういう措置が多いわけですね。もともと租税特別措置法というのは、本法である法人税法や所得税法などが考えている原理原則の考え方があって、それが上手く機能するのであれば、適正公平な課税が実現しますが、しかしそれだけではまならないため、制度的に味付けをすることによって、ある特定の政策を実現させようという、いわば原理原則から外れた例外的な措置なのです。その例外的な措置に、青色申告制度がくっついているものですから、むしろ青色申告制度がそういった特殊な業種業態の利益を擁護する要件になって、すなわち不公平税制の要件になっているのではないかと、このような議論が展開されたりしているわけです。

他方、個人所得税についても臨界点に来ているわけです。もうすでに50パーセント程度の採用がずっと定着して、これ以上伸びないのですね。完全な伸び悩みなのです。そう考えますと、青色申告制度の啓蒙不足、すなわち、青色申告制度の理解がちゃんと伝わってないからというだけでは説明がつけられない局面に来ているのではないかと。そこで、新しい方向性を打ち出す時が来ているのではないかとということがございます。

青色申告制度は、申告納税制度を適正に機能させるために記帳慣行の定着を図るべく導入されたものです。しかしその導入から半世紀あまり過ぎた今日では、パソコン等で平易に記帳を行い得るなど記帳環境に相当の向上が認められますし、また、申告納税制度とは、納税者が自らの所得を正しく計算し申告納税する制度であり、帳簿記録はいわば納税者の当然の責務として負うべきものであると考えますと、恒久的に特例的な取扱いを誘引措置として置くことに、果たしてどこまで意味があるのかというような疑問も呈されてくるわけがございます。

さて、先ほどお話をした、新しい方向性とは何なのか、ということのを少し考えてみたいと思います。指摘できるのが青色申告制度の廃止論でございます。主にこの廃止論は3つの主張に分類する事が出来ます。

まず一つは、そもそも記帳というのは申告納税制度としての責務であり、したがって、何か“飴”を与えてやってもらうというような制度のものとは性質が違うというような位置づけをする考え方がございます。どうしてそんなに記帳、記帳というのか、適正な申告だけであれば税務署は記帳内容に口出ししなくてもいいじゃないとか、適正な申告さえなされていれば、その過程などどうでもいい、要するに、結果としての申告内容がちゃんとしていればどんなや

り方だろうが問題ないのではないか、余計なお世話だというような気がしなくもないわけです。それにもかかわらず、なぜ当局はさっきから青色申告だ、記帳だ、とうるさいのだ、「当局は」というのは、「酒井は」でもいいですが、そういう気がしますね。そこは一つ確認をしておく必要があります。記帳というのは誰のためのものなのか、そもそも論ですが、誰のために記帳しなければいけないのか、実は記帳というのは、これはまさに経営者、事業者が、自らの経営の判断をするために必要なものでありますし、会社にあつては、利害関係者や株主に対する報告義務というものに帰着するわけですね。したがってむしろ経営の目的、あるいは会社法制の要請といった視点が大事でありまして、これらの視点から記帳が重要だと言うのであれば、「余計なお世話です、私は、ちゃんと頭の中に全部入っている、もう去年の1年間の毎日の売上を諳んじて言えますよ」と反論できるわけです。それはそれで、経営サイドの問題ですから、税務署はごちゃごちゃ言う必要はないということになります。しかし本当に経営サイドだけの問題なのかというと、実際はそうではないのです。実は記帳制度というものはむしろ経営サイドだけではなくて、税務当局サイドの観点からもその重要性があるわけです。税務当局の側でのチェックをする点で重要であるという意味です。申告納税方式というのは先ほど申しましたとおり民主的な個々人の納税者の計算による方法なのですが、これがはたして適法になされたかどうかについてのチェックをする仕組みも同時に構築されておりまして、そのチェック機能を見捨てて申告納税方式は成立し得ないのです。そこでこのチェック機能とは税務職員による税務調査でありまして、その調査によって申告内容の確認ができるような仕組みが必要だということござい

ます。従いまして、税務当局の申告内容のチェックのために、記帳が必要だというふうな文脈があるわけでありまして。国民に託されている納税義務、すなわち憲法 30 条が要請するところの納税義務の一局面として、きちんとした申告をし、その内容についての税務当局のチェックのための帳簿の保存というものは、当然の責任の中の一環なのだろうという捉え方もできようかと思えます。

青色申告制度を廃止する二つ目の理由は、青色申告制度の役割の終焉でございます。これは先ほど申しました。特に法人税ですね。法人税においてはもう終焉を迎えているのではないかということでした。

三番目の理由は、青色申告制度普及の限界です。もうこれ以上普及しないのではないか。これは法人ではなく個人事業者の観点でございます。

上記のような観点から青色申告制度はそろそろ廃止すべきではないかという論脈につながっていくわけでございます。

ところがこれに対しては反論も示されております。反論としては最近の文献から調べますと、青色申告者としての誇りがあるということです。青色申告者は青色申告者としての誇りを持っていて、それは実はばかにならない。私は青色申告だからちゃんとやっていますというように、そういう納税者も少なからずいるのではないかと思われれます。そういうような誇りを奪うということは、はたしていかがなものかというような論理がございます。

あるいは関係民間団体との関係というものも指摘されることがあります。青色申告会というものがありまして、こちらにもいらっしゃるかもしれませんが、その会のこれまで貢献してきた役割というのは非常に大きいものです。適正公平な課税の実現のために、未だにその役割の意味は大きいのではないかということでございます。

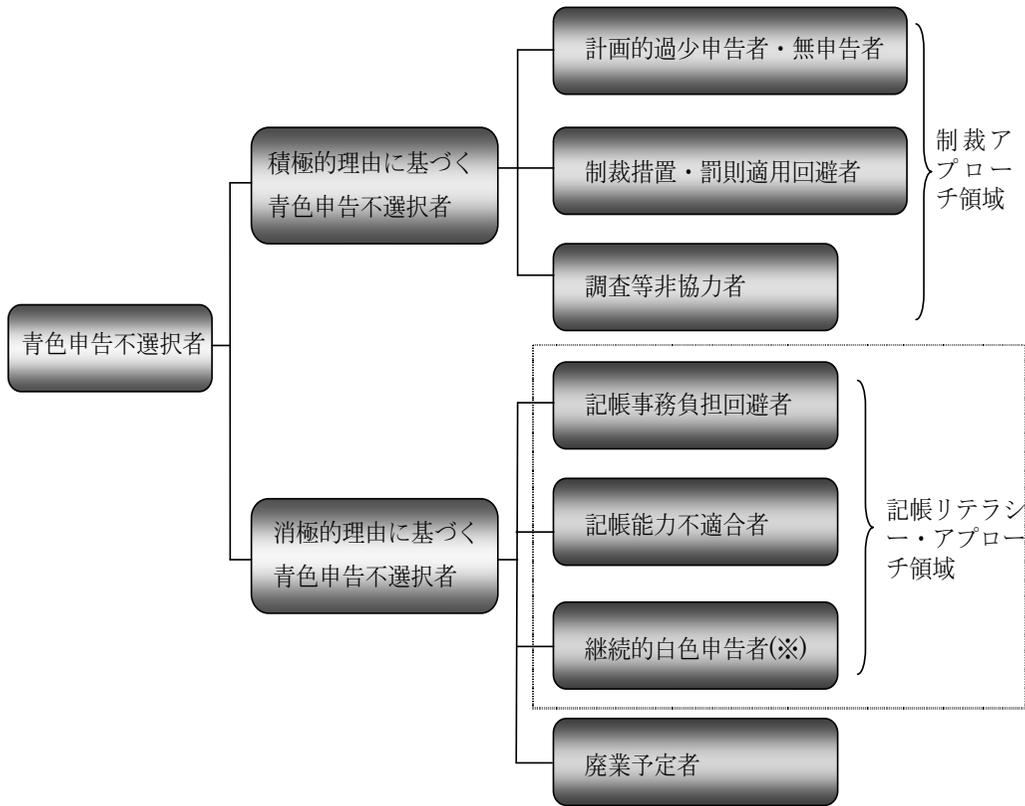
また、青色申告制度への期待も残っております。これは青色申告制度をもう少し上手く改良工夫すれば、まだまだ伸びしろはあるというような発言でございます。

さらに、反論とまではいかないにしても条件付きの廃止論というのでも展開されております。記帳水準がもう少し向上しないと廃止はできない。この「もう少し」がすごく難しいのですが。特典が無機能化しているとされた時点で、やっと廃止論をすべきであって、まだまだ特典を頼りに、青色申告者になろうとしている人はいるのではないかと、こういうような意見もあります。

2. 申告納税制度下における記帳慣行の定着とコンプライアンス

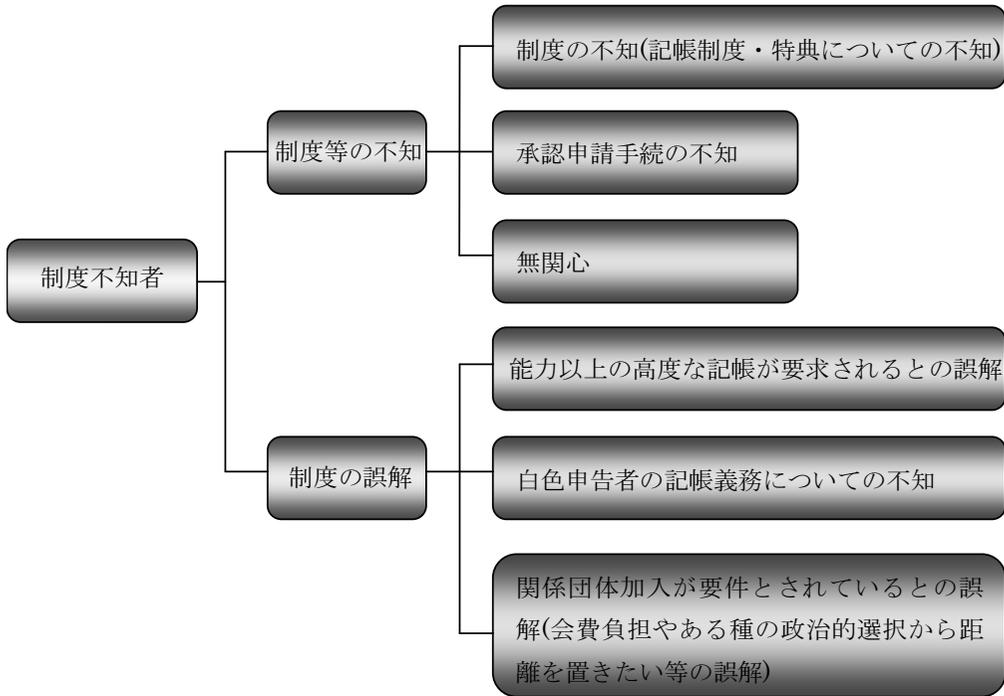
いろいろ議論をしてきましたが、なぜそれでも青色申告者は増えないのか。特に個人の場合なぜ増えないのだろう。この辺りについて少し考えてみましょう。図表 5、図表 6 をご覧ください。

〔図表5〕 ①青色申告制度不選択者



※ ここにいう「継続的白色申告者」とは、例えば、「制度は理解しているが、長年白色申告でやってきて、さしたる問題はなかったのだから、今さら青色申告に切り替えたくない」などという意味での青色申告不選択をしている者などを指している。

〔図表 6〕 ②制度不知者としての白色申告者～青色申告制度リテラシー・アプローチ領域



青色申告制度を選択しない理由というのはどういふものなのか。少し分析的に考えて見たいと思います。

まず、大きく分けて青色申告制度を正しく理解しているグループと理解していないグループに分けます。図表5は、正しく理解している人のグループです。図表6は正しく理解していないグループです。青色申告制度を正しく理解しているけれども青色申告を不選択している人たちがいるわけですね。一方で青色申告の制度をよく分かっていない、あるいは誤解をしていることで白色申告者となっている人たちがいます。図表5の青色申告不選択者というのをちょっと考えてみたいのですが、青色申告制度の不選択者というのは二つに分けられます。「積極的理由に基づいて青色申告を選択し

ない、不選択をする」というグループと、「消極的理由に基づく青色申告の不選択者」がいます。「積極的理由に基づく青色申告者の不選択者」というのは、制裁回避をしたいというグループです。この制裁回避のグループというのは、三つほど挙げさせていただきました。

①計画的な過少申告をしようとする人や計画的に無申告のままдейようとするグループです。あるいは②制裁措置の発動を恐れて、罰則の適用を恐れて、敢えて帳面をつけないグループ。それと③税務全般に対する不理解がもとで、調査に全く協力をしない。そういう方々が実際問題としてはいるわけです。ここのグループに対して制裁アプローチ領域と書かせていただきました。主に制裁を回避しようとするグループです。

それに対して、そういう積極的なグループではないのですが、消極的理由に基づいて青色申告を不選択しようとする方々があります。このグループはインセンティブの魅力がないと考えております。要するに青色申告が“飴”として機能しないということです。青色申告制度ってそんなに魅力がないね、と思っている人達のグループです。どういう方がいるかというと、「記帳事務の負担が大変」、「帳面をつける暇がない」、「そんな時間があったら少しでも商品を売るほうに力を注ぎたい」、このような方々が間違いなくいるはずで、あるいは「記帳したくても帳面をつけられない。記帳の仕方を勉強したこともないし、計算も得意じゃない。」という記帳能力が不適合で法が求めているところまで辿り着かないという方々です。さらに「継続的的白色申告者」というグループがあります。これに※印をつけましたが、継続的的白色申告者とは、例えば制度は十分理解しているのですが、長年白色申告でやってきて、さしたる問題はなかったのだから、いまさら青色申告に切り替えるのも面倒くさい。こういう意味での不選択になっているという方々です。別に悪気があるとかではなくて、「今まで何も困らなかった」ということです。さらにもう少しいえば、「廃業を予定している」方もいますが、そこは捨象してお話を進めたいと思います。

今度は図表6に行きまして、青色申告制度をそもそも知らない、あるいは誤解しているというグループを考えてみたいと思います。制度等の不知者ということで、制度等の不知については、①そもそも記帳制度や特典についてよく知らないというグループの方々と、②承認申請手続きの仕方がよく分からないという方々、あるいは③全く無関心という方々がありましょう。

制度に対する誤解を生じている方々もいます。①ほんとだったら記帳できる能力が

あるにもかかわらず、能力以上の高度な記帳が要求されているのではないかという誤解をしているケースが考えられるわけです。あるいは②白色申告者にも記帳義務があるということを知らないということもあります。白色申告であればなにも帳面つけなくていいのだというふうに誤解をしている方は、この誤解の領域に入るわけでございます。その他挙げればきりがありませんが、③関係団体への加入が青色申告制度の要件とされているのではないかと、青色申告会に入ってから会費負担やある種の政治的な選択からの距離をおきたいというような、そういう欲求もあり得ましょう。もちろん関係団体に政治的な色合いなどないのだと思いますがそういう誤解があり得るということでございます。

これを考えますと、制裁を回避したいというグループと、インセンティブがないと考えるグループと、それと制度不知者のグループ。これらのグループに対していかなるアプローチを税務当局は図るべきなのか。インセンティブがないと考える人たちに対しては情報提供が必要なわけです。要するに誤解や不知、帳簿の書き方がわからないだとか、帳簿を書くのは相当難しいものだと思っているとか、そういうようなことがありますので、情報提供や広報活動、啓蒙活動というものが求められるわけでございます。記帳リテラシーというような言い方をさせていただきました。制度不知者のグループは制度を知ってもらうためのリテラシー広報、こっちの人達は記帳の仕方を知ってもらうということですね。記帳の仕方、制度の仕組みについての情報提供をしてあげれば、この消極的理由に基づく不選択者や、不知者、誤解者というのは減っていくのではないかと、というふうにも思われます。

問題はさきほどの図表5の制裁回避のグループです。このグループは、国税当局の

執行や運用で頑張ってもらえないのかもしれないかもしれませんが、制裁回避の問題は、国税庁が“こういう制度ですよ”と説明しても徒労に終わるかもしれません。この領域に対しては、何かの立法的な措置が必要かどうかという議論になります。

制裁アプローチ領域を確認します。白色記帳制度に制裁が規定されていないので、もし白色記帳制度に制裁があれば、制裁回避のグループも帳簿をつけるようになるのではないかと、このようなことが一つ考えられるわけでございます。しかし、なぜ白色記帳制度に制裁的規定がないのでしょうか。先ほど言ったように義務はあっても制裁はない。「制裁がない義務なんて訓示規定にしかない」とおっしゃられる著名な先生もいらっしゃいます。

①記帳慣行の習熟を図る制度として特典を与えて、記録を奨励する青色申告制度が一方にあり、これとのバランスを考慮する必要があり、②記録保存義務違反や記帳義務違反は、通常、脱税と結び付いて現れることが考えられますが、これについては、既に重加算税ないし罰則の制度が設けられていること、③ずさんな帳簿記録しか有しない納税者は、課税処分取消訴訟において、立証責任の分配や証拠提出のあり方との関連で事実上不利益を受けることもあるので、これが実質的な担保措置となる場合もあるのではないかと考えられること。これらが白色記帳制度に制裁的措置が施されていない理由なのです。しかし、例えばこういう問題が起きております。青色申告をしていると、税務当局からしてみればどこどこが間違っているというように分かりやすいわけです。それに対して帳簿がなければ、何々のどここの売上が漏れているとか、何々の経費が多すぎるとかいうこと

が分かりづらいので、隠ぺい仮装を認定しづらいわけで、結果的に重加算税が課されにくいということになっているのではないかと。こういうような問題提起がなされているわけです。まじめな納税者が馬鹿を見るような制度では、制度として立ち行かなくなってしまいます。青色申告はまじめに帳簿をつけて頑張ろうとやっている人に対して、特典を付与する制度であるにもかかわらず、青色申告者が記帳漏れや何か間違いをすると、それに対しては厳しい取扱いがなされ、そうでない白色申告者だと重加算税の賦課を免れることができるというのは、本末転倒ということになってしまいます。そういう評価もあり得るわけですね。

それと、記帳リテラシー・アプローチ領域（図表5）についてはどのように考えたらいいかということですが、効果的な措置として、記帳リテラシー啓蒙活動というのは、記帳はこうやるのですよ、という啓蒙活動です。税務職員や税理士、関係団体の方々が教えて回るほか、制度的にはインセンティブの引き上げが考えられます。しかし、特典の更なる付与というのは、いっぱい特典がありますので、またさらにこれに特別控除を増やすというようなことは、かえって負うべき税負担の侵食につながりかねないという問題があり慎重に考えるべきだと思います。記帳事務負担を軽減するための方策として、例えば電子帳簿保存法の更なる要件の緩和とか、帳簿のレベルを下げるという案も考えられますが、求めるべき帳簿レベルの水準を引き上げることが目的にもかかわらず、もっともっと簡単な帳簿でいいということを始めたら、何のための制度なのか目的を見失ってしまうという問題があります。

我が国の所得税は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し、納税をするという申告納税制度を採っています。

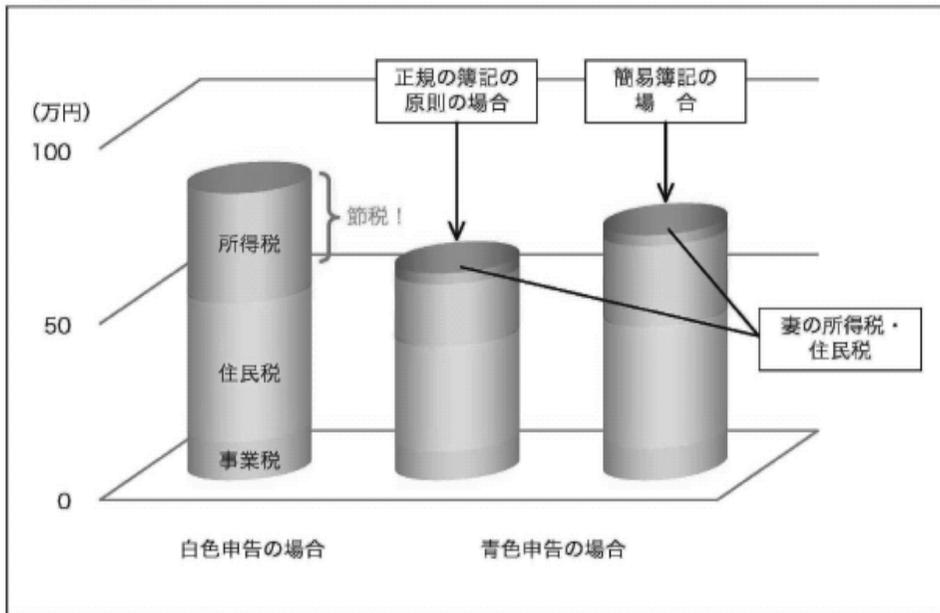
そのため、1年間（1月1日から12月31日までの間）に生じた所得金額を正しく計算し、申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、また、取引に伴って作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。

ところで、一定の水準で記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をされる方には、『青色申告』という税制上有利な取扱いが認められる制度があります。

青色申告制度は、申告納税制度の根幹を成すものとして、昭和25年に導入され、多くの方が利用されています。

節税効果のある青色申告を是非始めてみませんか？

◇ 青色申告の節税効果



(国税庁 HP より)

そして青色申告の制度リテラシー・アプローチ領域 (図表 6)。青色申告制度を知らない人達に対して、いかなるアプローチがあるか。まさにこれは税務当局がやっている啓蒙活動であり、一生懸命周知を図るということに尽きると思います。上記のホームページにこういうふうな表現があるのです。ちょっと気になるのが、節税というの

をかなりうたっていることです。青色申告を選択すると節税になる、というわけですが、申告水準のレベルを維持し高めたいということを目指す制度設計であるのに、忸怩たるものがあります。苦肉の策ではありながらも、節税効果というのをうたわざるを得ないのが現状です。だからこそ限界に来ているという言い方もできるわけであ

ります。

3. 帳簿不存在事例における推計課税の際の重加算税適用範囲

「帳簿不存在事例における推計課税の際の重加算税適用問題」について触れたいと思います。重加算税の対象となる隠ぺい仮装とはどういうものかということ、帳面の付け替え、二重帳簿の作成、帳簿書類の破棄隠匿、取引先等の通謀虚偽表示、仮装名義による取引、架空の口座開設といったものが挙げられるわけでございます。あるいは電子記録の改ざん、変造、偽造こういったものが挙げられるわけですが、このような行為があった場合に、重加算税の対象となることになってございます。しかし、この辺りは品川芳宣先生が的確なご指摘をなされておりますので、引用してみます。「帳簿の備え付けも記帳もしない、取引の原始記録を保存しないばかりか作成もしない、そして申告もしないという、形に何も残さないという行為が、実質的には最も悪質な隠ぺい行為であるということもできる。このことは、巷間、なまじ帳簿をつけ記録を保存していると重加算税が賦課されるが、何も記録を残さなければ重加算税の賦課は免れるという税の執行に対する批判（皮肉）を考慮した場合にも見逃す事は出来ない事実であろう」と、こういう事実があるということを論じられています。実際に、例えば、納税者が正しい会計帳簿類を作成していて、会計帳簿類を廃棄したとしても、隠ぺい、仮装の行為による不正な経理に基づくものと認めるに足る証拠はないとして、税務署長が行った重加算税の賦課決定処分を違法であると判断されている事案があります（大阪高裁平成5年4月27日判決・民集48巻7号1445頁）。

もっとも、この事件は上告されています。上告審最高裁平成6年11月22日第三小法

廷判決（民集48巻7号1379頁）は、会計帳簿類や取引記録等により自らの事業規模を正確に把握していたものと認められるにもかかわらず、確定申告において、3年間にわたり最終申告に係る総所得金額の約3から4パーセントにすぎない額、これは差額で約8億円から16億円少ない額だったのですが、これのみを申告したに過ぎないばかりでなく、その後2回ないし3回にわたる修正申告を経た後に初めて飛躍的に多額の最終申告をするに至っていたという点や、確定申告後の税務調査に際して、真実よりも少ない店舗数や過少の利息収入金額を記載した本件資料を税務署の担当職員に提出していて、その資料の内容は虚偽のものであるといわざるを得ないということを確認しました。その後、税務職員の懲憑に応じて修正申告をしたけれども、その申告においても、その職員から修正を求められた範囲を超えることなく、最終修正申告に係る総所得金額の約7から13パーセントにとどまる金額のみを申告したにすぎなかったという点が認定されています。その納税者は、「正確な所得金額を把握し得る会計帳簿類を作成していながら、3年間にわたり極めてわずかな所得金額のみを作為的に記載した申告書を提出し続け、しかも、その後の税務調査に際しても過少の店舗数等を記載した内容虚偽の資料を提出するなどの対応をして、真実の所得金額を隠ぺいする態度、行動をできる限り貫こうとしているのであって、申告当初から、真実の所得金額を隠ぺいする意図を有していたことはもちろん、税務調査があれば、さらに隠ぺいのための具体的工作を行うことをも予定していたことも明らかといわざるを得ないという事情からすると、単に真実の所得金額よりも少ない所得金額を記載した確定申告書であることを認識しながらこれを提出したということとどまらず、確定申告の時点

において、白色申告のため当時帳簿の備付け等につきこれを義務付ける税法上の規定がなく、真実の所得の調査解明に困難が伴う状況を利用し、真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図の下に、必要に応じ事後的にも隠ぺいのための具体的工作を行うことも予定しつつ、前記会計帳簿類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出したことが明らかである。したがって、本件各確定申告は、単なる過少申告行為にとどまるものではな」として、「隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるといふべきである」と判示しています。この事例は納税者が白色申告者であることを奇貨とした事例であります。帳簿書類の書換えとか二重帳簿とかがないので、隠ぺい仮装行為がないだろうと、一見みられるのですが、全体としてみれば、隠ぺい仮装行為に基づく申告があったと言わざるを得ない、というような判断が下されたわけです。最高裁として、これはすごく厳しい難しいところを泳いだわけですが、結果において、学説でも承認される判断が示されたわけでございます。それぐらい帳簿がない人に重加算税を課するという事は難しいというわけです。そこで、次に別の局面から帳簿書類を巡る問題についてお話をしてみたいと思います。

4. 消費税法における帳簿記載の意義

消費税法は、日本型のユニークな消費税制度として帳簿書類に基づいて消費税の計算をする仕組みをとっております。簡単にいうと、事業者が売上に5%かけたものから、仕入や経費に5%をかけたものを引けば、納付すべき消費税額が算出されるという制度です。例えば、卸売業者は小売業者に物を売って、小売業者が消費者に物を売

っているというような仕組みで物流を考えていった時に、小売業者としましては、売上×5%から仕入×5%を引くことによって、この差額が納付すべき税額になります。実はこの前段階の卸売業者も同じことをやるわけですが、卸売業者も売上×5%から仕入×5%を差し引いて、その差額が納税額ということになります。このように、それぞれの段階で売上の5%から仕入の5%を引くことによって、消費税を算出していきましようというのが、消費税の計算方式になるわけです。これは仕入にかかった5%分はすでに前段階の取引過程で国に納税されているため、自分は売上から仕入を引いた付加価値部分についてのみ消費税を負担するという仕組みが内包されているのです。そこでこの小売業者だけを見ていきますと、売上に5%をかけるのはいいのですが、仕入の5%を引いてもらわないと、税金が高くなってしまいますので、仕入の5%を引く計算が非常に重要になってきます。このことを仕入税額控除というのですが、このことを規定するのが消費税法30条《仕入れに係る消費税額の控除》でございまして。条文にはどう書いてあるかというと、「事業者が国内において行う課税仕入れについては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間中に、国内において行った課税仕入れに係る消費税額の合計額を控除する。」というのです。簡単に言うと、売上の5%から仕入の5%を控除すると言っているわけですね。この消費税法30条は消費税法の仕組みからしたら当たり前のことです。言ってみれば控除できて当たり前のものですが、同法30条7項というところにこのように書いてあります。「第1項の規定は事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該

保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。」と書いてあります。どういうことかという、仕入税額控除を受ける方法は消費税法 30 条 1 項に書いてあります。この 30 条 1 項の適用を受けるためには、帳簿書類を保存しなさいと書いてあります。いや実はそれは正確ではなくて、正確に言うと、帳簿及び請求書等の保存がない場合には、仕入税額控除を適用しないというふうに規定しています。保存しない場合には仕入税額控除を認めませんよということです。売上の 5% から仕入の 5% を引くということは、仕入に対してちゃんと帳簿とか請求書が保存されていないと引けません、保存がないと控除もしませんという条文なのです。これはすごくインパクトのある条文なのですが、もし仕入税額控除が適用できないということになると大変です。売上に丸々 5% の税金がかかってしまう。元々消費税というのは前の取引から順番に、自分がいくら商品ルートに付加価値を上乗せしたかというその上乗せ部分についてだけ消費税 5% をかけましようとなっており、だからこそ、前の段階で 5% 売上に税金がかかっているので、その分はここで仕入税額控除として控除してあげましょうという仕組みなのです。前段階控除方式といって取引の流通過程で消費税が累積していかないような仕組みになっているのです。したがってこの仕入税額控除というのは、非常に重要な条文ではありますが、帳簿等の保存がない場合は控除しないと 7 項に書いてあるわけです。

そこで、ある納税者のところに税務職員が調査に行きました。そうしたら、納税者はですね、実は帳簿はあるのです。保存していますというわけです。税務署の人が、「その帳簿を見せてください」というと、「いやいや提示しません」というわけです。なぜ

かという、仕入税額控除は保存があればよいはずであって税務署に提示しなくては条文に書いていないと言うわけです。提示しなければいけないと条文に書いてあれば別ですが、先に見たとおり、「保存」としか規定されていないのですから、「保存」があれば仕入税額控除の適用はあるはずだというように納税者が考えたわけです。そこでこの「保存」という言葉の中に、「提示」まで含んで解釈すべきなのかどうかということが、争われたのです。租税法の条文は規定されているこの言葉を大事にしまして、文理解釈をすることが多いのです。文理解釈を前提として議論をしなければ、法律に書いてあることについての「遊び」が多い解釈が許され、揺らぎが生じまして、そのことがひいては恣意的な課税につながってしまうというおそれがありますので、できるだけ条文に書いてある言葉どおりに解釈をしましょうということがよく言われます。租税法律主義を前提とした解釈論として導出される姿勢です。したがって「保存」としか条文に書いてないのだから「提示」しなくてもいいだろうという主張が展開されて最高裁までいきました。最高裁平成 16 年 12 月 16 日第一小法廷判決（民集 58 卷 9 号 2458 頁）は「事業者が、消費税法施行令 50 条 1 項の定めるとおり、消費税法 30 条 7 項に規定する帳簿又は請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、法 62 条に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、法 30 条 7 項にいう『事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合』にあたり、事業者が災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを証明しない限り、同条 1 項の規定は、当該保存がない課税仕入れに

係る課税仕入れ等の税額については、適用されないものというべきである。」と書いています。どういうことか簡単に言いますと、この検査に当たって、税務職員が検査をするときに、適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて「保存」していなかったら仕入税額控除は受けられないと言っています。すなわち「保存」という言葉を、ただの「保存」というのではなくて、適時にこれを提示できるような状況で保存することまでをもって「保存」というと最高裁は説示したのです。したがって、あなたは適時に提示できるような状況で保存しているとはいえないから、仕入税額控除を認めないとした課税処分は適法であったということです。これはすごくインパクトがあります。なぜなら売上に全部税金をかけてしまうのです。仕入部分には税金をかけないのが消費税法の本来的な姿にもかかわらず、これを認めなかったのです。これは、最高裁判決です。ご存知のように最高裁判決は非常に重要な意味を持っていますので、この考え方がその後の判決にも色濃く影響を及ぼしまして、今の課税実務もこの意味での帳簿等の「保存」がないと控除しないと解しているわけでございます。

帳簿の保存を巡って大変注目を集めた事例として御紹介いたしました。

おわりに

ここで、本日の話をどういうふうにとまとめ、方向付けるのかということについて、私なりの整理を皆様にお話しをして、終わりたいと思います。今日のテーマは、青色申告制度と加算税制度です。

先ず二つ申し上げました。

一つ目は青色申告制度は、もうインセンティブとしての機能はないともいえる。すなわち、青色申告制度の魅力には限界が見えているのではないかということです。

現状分析として、法人はほとんどの企業が青色申告です。個人は半分しか青色申告者ではありません。それ以上ぜんぜん増えないというのが現状でした。そこから議論としては青色申告制度の廃止論が出てきたわけですが、廃止をしたほうがいいかは、これは国民みんなで考えることです。ここでこうだということは申し上げませんが、青色申告制度の廃止論が展開されております。この青色申告制度を廃止するとですね、どんなことが待っているのか、すごく関心が高くなります。例えば、一つの例としては、先ほど申しましたが、更正処分をした場合に白色申告者は、理由が書かれないという更正処分になっていました。ところが、青色白色という区別をなくしてしまえば、そういう乖離もなくなりますので、そう考えますと、一つの考え方としては、全更正処分に理由が書かれるということにもなりましょう。もっとも、理由附記の議論は記帳制度論とは切り離して議論すべきだという見方もあり得ますので、別々に論じる余地を否定するものではありません。あるいは、全更正処分が、帳簿調査を前提としたものとなるかもしれません。青色申告だけを前提として帳簿調査が考えられているわけですが、全更正処分に帳簿調査が要求されるということにつながっていく余地もあるわけでございます。このように考えますと、この青色申告制度の廃止論というのは、かなりインパクトの強いものになるのは間違いないことです。

今現在の税制調査会では、「現行制度では個人の営業等所得者の青色申告割合の増加が止まっているのは何故か。記帳制度をどのように普及させていくべきか。」さらに、「少なくとも今までの制度は大分インセンティブ効果が薄れてきているのははっきりしているのではないか。特典を付けることで記帳を推進する青色申告制度がシャウプ

勧告を受けて導入されてから 60 年以上経過するが、記帳に基づいた申告の理想に向け、そろそろ、零細な事業者への配慮は行いつつも、記帳義務の充実を考えていく必要があるのではないか。」というような議論が展開されているようです。また、「現在では青色がインセンティブとはなっておらず、65 万の特別控除くらいで記帳はつけないとする傾向もある。むしろ、青色白色区分の廃止を検討してはどうか。」という議論になっているわけでごさいます。そうするとですね、全員記帳しなくてはいけないという大変なことになります。特に先ほど言った、「もう仕事が手一杯でできません」という方々が現にいるわけですし、そこでは零細事業者への配慮が必要かもしれません。この零細事業者への配慮として、ということが考えられるかという、例えば、フランスではインターセーブドフォールテッドがあるのですが、概算経費計算、すなわち最初にお話しをした、給与所得控除のような制度です。そういうものを、どうしてもつけられない零細事業者とか、どこで切るかは制度設計の問題ですが、概算経費控除のような経費制度を採用することも考えられます。実額で申告計算できる人はもちろん実額ということになりましょうが、実額経費との選択制度が議論としてはあり得るわけでありまして。これが一つの考えられる論脈でごさいます。

もう少し進めてみたいのですが、もう一つ私が今日このお話の中では申し上げておいたわけでごさいます。それは加算税制度という問題でごさいます。青色申告を選択しないことでの制裁領域を回避しようとしている人達がいると申しました。その人達には、記帳義務違反に対する加算税制度のようなものを設けたらどうかという議論もごさいます。先ほど白色申告制度には、制裁がないからなかなか帳簿をつけないとい

う議論を紹介しましたが、そこで制裁制度への移行ということが議論としてされております。新たな行政制裁ということですが、しかし、私見から申し上げますと、行政制裁的な加算税制度の強化（例えば、無記帳者加算税制度、あるいは記帳不履行者制裁制度）という議論もあるのですが、そこには躊躇を禁じ得ません。

そこで考えられる方策として参考となるものの一つとして最高裁平成 16 年 12 月 16 日判決をお示ししました。最高裁判決が、何を言っていたかを、もう一回思い出してみたいのですが、先ほどは帳簿がないと税額控除が認められないという議論でした。ところが、消費税というのは、前段階の税額を排除するという仕組みが求められているものにもかかわらず、それでさえ認められないことを最高裁が承認し、これを一定程度の学説が承認しているのであれば、もう少し考えられるのは、むしろ、所得税や法人税も同じような仕組みにもっていくことはあり得るのではないかという議論がごさいます。所得課税も同じように、帳簿がなければ必要経費や損金の算入を認めないという制度設計があり得る。すなわち最高裁の考え方を採用することによって、「記帳なければ経費無し」という考え方があり得るわけです。そうするとこれは制裁ではないので、むしろ、納税者が本来用意しておくべき帳簿を、税務当局が確認できない場合に、証明上の責任の所在を見直すという取組みもあり得るわけでごさいます。消費税法 30 条 7 項では、災害等のやむを得ない事情により、当該保存をすることができなかった場合、納税者がそのやむを得ないことを証明しなさいという条文になっています。すなわち、災害等で保存できなかったことを納税者が証明するということは、逆に言えば、災害等以外の場合に帳簿がなかったということは、税務署が証明しな

いということです。税務署が証明するためにはどうするか。すなわち帳簿がないということを税務署が証明するためには、税務署が質問検査権行使をした時に、帳簿書類の提示がなければ確認のしようがないので、したがって、適時に帳簿書類の提示をしなければならないという、そういう立法論が理論的にはでてくるわけでございます。かような仕組みを採用するということはあり得るのではないかとの提案もございます。もっとも、この場合には、消費課税と所得課税との法律的な建付けの違いなどやこれまでの判例学説との整合的な理解など考えるべき問題点は多いと思いますが、検討を行うことは有益ではないかと思っております。そこでは、帳簿等の要件の緩和なども十分に議論される必要がありましょうし、宥恕規定のあり方など考えなければならぬ論点には様々なものがあると思われま

す。青色申告制度は限界に来ているように思われます。加算税制度に頼るということについても躊躇がある、というだけではなく、最高裁判決が出てその後、税制改正が大きく新たに変わろうとしている段階でございますので、この新しい検討の方向性というのを打ち出すいい機会ではないかと思われま

す。これは、単に青色申告制度を廃止するというだけの議論ではなくて、こういう制度設計全体に亘った本格的な議論が必要なのではないかと考えます。もし仮に、給与所得控除を引き上げるというような形での平等性公平性を担保するのではなく、一般の事業者や農家にきちんと記帳制度を設けさせるような制度設計を模索するならば、こういう方策もあったのではないかと思うわけ

です。先ほど取り上げた大嶋訴訟の第一審京都地裁昭和49年5月30日判決(行裁例集25巻5号548頁)で、被告である税務署長は、「原告の主張するように捕捉率の格差が20年近くにわたり存在するとして

も、それが徴税上、給与所得者以外の所得者に対しても、給与所得者と同様充分な徴税確保をすべしとの批判であるならそれなりに理解できなくはないが、かような社会的事実の存在だけをもって、所得税法の給与所得に関する諸規定が違憲になるというのは論理の飛躍である。すなわち、給与所得以外の所得者の申告が完全になされれば捕捉率の不平等は発生する余地がなくなるが、それは税法の領域外の問題である」と、立法領域外の問題だと反論していることを想起したいと思います。

本日のお話は一つの提案に過ぎませんが、税を考える週間のひとつの切り口として、申告納税制度を基礎づける記帳制度や帳簿書類の保存というものを一緒に考えてみたわけでございます。沢山の方々にご清聴賜りまして誠にありがとうございました。